

2019年7月1日から「顧客確認制度」がより強化されます

■ 2019年7月1日から変更される顧客確認制度の主な内容

◆ 一回性金融取引に関する顧客確認義務の適用範囲の変更

変更前	変更後
ウォン貨 2千万ウォン(外貨 1万ドル) 以上	電信送金: ウォン貨 1百万ウォン以上 (外貨の場合、これに相当する金額) その他: ウォン貨 1千5百万ウォン(外貨 1万ドル) 以上

※ 関連法規: 「特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律」第5条の2 第1項 第1号 及び 同法施行令第10条の3

■ 顧客確認制度とは?

◆ **顧客確認制度**(Customer Due Diligence, CDD)とは、金融会社が顧客との取引の際、顧客の氏名、実名(ID)番号など、実地名義以外、住所、連絡先、業種及び実際の所有者と金融取引の目的等を確認する制度です。金融会社が顧客に対してこのように適切な注意を払うようにしたのは、金融会社が提供するサービスが資金洗浄行為などに利用されることを防止するためです。韓国の法律では、これを「合理的な注意」として義務事項と規定しています。

※ 関連法規

「特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律」第5条の2 (金融機関等の顧客確認義務)

「衆等脅迫目的のための資金調達行為の禁止に関する法律」 及び 「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」

◆ 顧客確認対象取引

1. 口座の新規開設

顧客が金融会社と継続的な金融取引を開始する目的で契約を締結することです。

例) 新規口座開設、保険・共済契約は、融資・保証・ファクタリング契約の締結、譲渡性預金証書の発行等

2. 金額基準以上の一回性金融取引

金融会社等と継続的な取引を行う目的で契約を締結しない顧客による金融取引です。

例) 無通帳振込み(送金)、外貨送金両替、小切手の発行、手形・小切手の支払い、プリペイドカード売買等

金額基準

- 電信送金: ウォン貨 1百万ウォン以上 (外貨の場合、これに相当する金額)
- その他: ウォン貨 1千5百万ウォン(外貨 1万ドル) 以上

◆ 顧客確認内容

1. 顧客タイプによる 顧客確認

区 分	身元確認の内容
個 人	実地名義(氏名, 実名(ID)番号), 住所、連絡先、職業、実際の所有者に関する事項
営利法人	実地名義、業種、本店及び事業場の所在地。連絡先、代表者の氏名・生年月日・国籍、実際の所有者に関する事項
非営利法人及び その他の団体	実地名義、設立目的、主たる事務所の所在地、連絡先、代表者の氏名・生年月日・国籍、実際の所有者に関する事項
外国人と外国の団体	上記該当事項、国籍、国内居所又は事務所の所在地

2. 実際の所有者に関する事項を確認

新規口座開設又は一回性金融取引などを行う場合、金融会社は実際の所有者（Beneficial Owner、顧客を最終的に支配したりコントロールする自然人）に関する事項の確認が必要です。従って新規口座開設等の場合、金融会社に株主名簿等、実際の所有者に関する事項の提出が必要です。

3. 強化された顧客確認 (EDD, Enhanced Due Diligence)

金融会社は、顧客との取引の種類に応じた資金洗浄リスクを評価し、高リスクと評価された顧客または取引については、強化された顧客確認を行うことに義務付けられています。即ち、リスクの高い顧客や高リスク取引について一般顧客より強化された顧客確認の手續と方法によって顧客確認を行うことで、より効率的に資金洗浄に関して疑わしい取引を選別することになりました。

◆ 金融会社の顧客確認のための情報提供を拒否する顧客に対しての金融取引拒絶

新規口座開設又は一回性金融取引などを行う場合、金融会社の顧客確認のための情報提供の要求に対して、顧客が情報提供を拒否した場合、金融会社は取引を拒絶しなければならず、すでに取引関係が樹立されている既存の顧客の場合でも、取引を中止すべきです。

◆ 継続的な顧客情報の再確認手続き

金融会社は、顧客確認をした顧客との取引を維持されている間、顧客に対して継続的に顧客の確認を実施します。顧客情報の再確認過程を経て、金融会社が確保している顧客・ビジネス・リスク評価・資金源等の情報が、実際の取引内容と一貫性があるか、顧客確認のために収集された文書、資料、情報が最新のものであり、適切なのか確認する必要があります。従って弊行からお客様に顧客確認のための情報を定期的にご要請するのをお知らせ致します。

-以上-